

盛岡市監査委員告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 29 年 5 月 16 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 29 年 2 月 9 日付け 28 盛監第 59 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 教育委員会事務局及び教育機関に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

29 盛 教 総 第 16 号
平成 29 年 4 月 25 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会
教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成28年2月9日付け28盛監第59号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（教育委員会事務局 総務課）

(1) 修繕請負契約に当たり、承諾を得ていない者に下請負させている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

修繕請負契約に当たり、修繕請負契約約定の規定に基づき、適正な事務を執行するよう、課内研修で周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、修繕請負契約約定に規定する修繕の第三者委託の有無について、受注者に確認せずに修繕を履行させたことによるものである。

今後は、第三者委託が生じる場合については、事前に発注者である市長の事前承認を受ける必要がある旨を受注者に指導するとともに、修繕請負契約の締結時及び契約期間内において、受注者に対し第三者委託の有無の確認を行うよう、担当者及び決裁経由者に徹底し、再発防止に努める。

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 2 月 9 日付け 28 盛監第 59 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 西部公民館）

- (1) 物品の購入に当たり、無効とすべき見積書を提出した業者を契約の相手方に決定している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 附属の設備の使用料の徴収に当たり、規則に定めのない使用料を徴収している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

物品の購入に当たり、見積書の有効性について、館内会議で周知徹底した。

イ 指摘事項(2)について

使用料の徴収に当たり、盛岡市公民館の使用料に関する規則に基づく使用料の取り扱いについて、館内会議で周知徹底した。

また、使用料の対象となる付属設備の精査を行うとともに、平成 29 年度上半期内に規則の一部を改正し、全館統一的に対応することで主管課と協議済みである。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、物品購入に係る見積書の確認不足によるものである。

今後は、盛岡市財務規則に基づく適正な事務の執行のため、複数の職員による見積書の確認を徹底することで、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、備品等使用料計算内訳書を作成した際の規則に関する認識不足によるものである。

今後は、規則に基づく適正な事務の執行のため、複数の職員による確認を徹底することで、再発防止に努める。

盛岡市監査委員 工藤 由春
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市教育委員会教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 2 月 9 日付け 28 盛監第 59 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（教育委員会 盛岡市立図書館）

- (1) 全額前金払いした業務委託契約の完了確認に当たり、完了検査が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 物品購入契約の事務処理に当たり、完結文書に見積書を保存していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

業務委託の完了確認に当たり、委託契約約定の規定に基づき、検査調書を作成することとし、完了検査について適正な事務を執行するよう、職員に周知徹底した。

イ 指摘事項(2)について

物品購入契約の事務処理に当たり、教育機関文書規程の規定に基づき、適正に事務を執行するよう職員に周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、担当者が全額前払いしたことで精算が発生しないと誤認したため、完

了検査を失念したことによるものである。

館内研修を実施し、業務委託契約の内容を改めて確認した。

今後は、業務委託事務全体について、複数の職員によるチェックを確実にするよう事務を進めることで、再発を防止する。

イ 指摘事項(2)について

原因は、教育機関文書規程等についての担当者の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

館内研修会を開催し、会計に関わる職員全員で関係規程を改めて確認した。

今後は、関係規程に則った適正な事務の執行を行うよう、複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発を防止する。